



学校給食提供における 食物アレルギー対応の手引き

葉山町教育委員会
令和3年9月
(令和5年4月一部改正)
(令和6年6月一部改正)

目次

第1章 基本原則	1
1 対応の方針	1
2 対応の原則	1
第2章 対応の基本事項	2
1 対応の種類	2
2 対応食品	3
3 対応する児童生徒	3
4 申請から対応開始までの流れ	4
第3章 献立作成・給食提供における対応	5
1 献立作成の原則	5
2 献立表等の作成	6
3 除去食対応前の確認	6
4 除去食の調理・配食	7
5 除去食の受渡	7
第4章 教室での対応	8
1 給食時間における対応	8
2 給食時間における指導	8
第5章 組織的な対応	9
1 体制の構築	9
第6章 緊急時対応と再発防止	10
1 緊急時対応	10
2 再発防止	10
参考資料	11
1 食物アレルギーとは	12
2 食物アレルギーの原因	14
様式集	15

第1章 基本原則

1 対応の方針

葉山町学校給食基本方針で掲げた方針及び取組に沿って対応します。

方針4 食物アレルギー対応

食物アレルギーを有する児童生徒においても、給食時間を安全に、楽しんで過ごせることを目指します。

※「葉山町学校給食基本方針（令和2年3月）」P15

2 対応の原則

文部科学省の作成した「学校給食における食物アレルギー対応指針」の大原則に基づき対応を行います。

学校給食における食物アレルギー対応の大原則

- 食物アレルギーを有する児童生徒にも、給食を提供する。そのためにも、安全性を最優先とする。
- 食物アレルギー対応委員会等により組織的に行う。
- 「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」に基づき、医師の診断による「学校生活管理指導表」の提出を必須とする。
- 安全性確保のため、原因食物の完全除去対応（提供するかしないか）を原則とする。
- 学校及び調理場の施設設備、人員等を鑑み無理な（過度に複雑な）対応は行わない。
- 教育委員会等は食物アレルギー対応について一定の方針を示すとともに、各学校の取組を支援する。

※文部科学省「学校給食における食物アレルギー対応指針」（平成27年3月）P4

第2章 対応の基本事項

1 対応の種類

葉山町で行う学校給食における食物アレルギー対応の種類は、以下のとおりです。

レベル1（詳細な献立表対応）

給食の原材料を詳細に記した献立表を事前に配布し、配布した献立表をもとに保護者の指示又は児童生徒自身の判断で、給食から原因食品を除いて食べる対応。

詳細な献立表の作成と配布は学校給食対応の基本であり、いずれの対応レベルでも、あわせて提供する。

レベル2（弁当対応）

①一部弁当対応

詳細な献立表対応により保護者の指示又は児童生徒自身の判断で、給食から原因食品を除く対応及び除去食対応において、当該献立が給食の中心的献立の場合、その献立に対してのみ部分的に弁当を持参する対応。

②完全弁当対応

食物アレルギー対応が困難なため、すべて弁当を持参する対応。

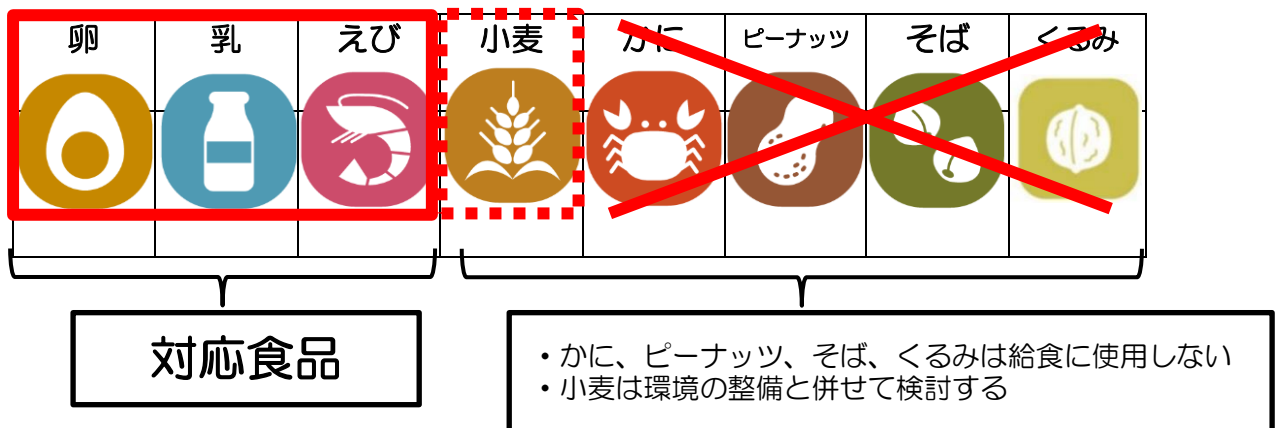
レベル3（除去食対応）

調理過程で原因食品を除いた給食を提供する対応。調理を伴わない場合で、原因食物を除いて提供する場合も含む。（例：飲用牛乳や単品の果物を提供しないなど）

※除去した食材や献立の栄養量を考慮し、それを代替して1食分の完全な給食を提供することは、給食施設の状態を見据えた今後の課題とします。

2 対応食品

除去食対応を行う食品（以下「対応食品」という。）は、食物アレルギー特定原材料の8品目のうち卵、乳、えびの3品目とし、かに、ピーナッツ、そば、くるみは給食に使用しません。また、飛散による目に見えない混入リスクのある小麦の対応については、給食施設の状態を見据えた今後の課題とします。



対応食品以外が原因食品の場合は、学校生活管理指導表の医師の指示に基づき、保護者の指示又は児童生徒自身の判断で行うレベル1（詳細な献立表対応）やレベル2（弁当対応）の対応とします。

また、以下のように、極微量で反応が誘発される可能性がある等の場合は安全な給食提供は困難であり、除去食対応はできません。保護者の判断でレベル2（弁当対応）の対応をお願いします。

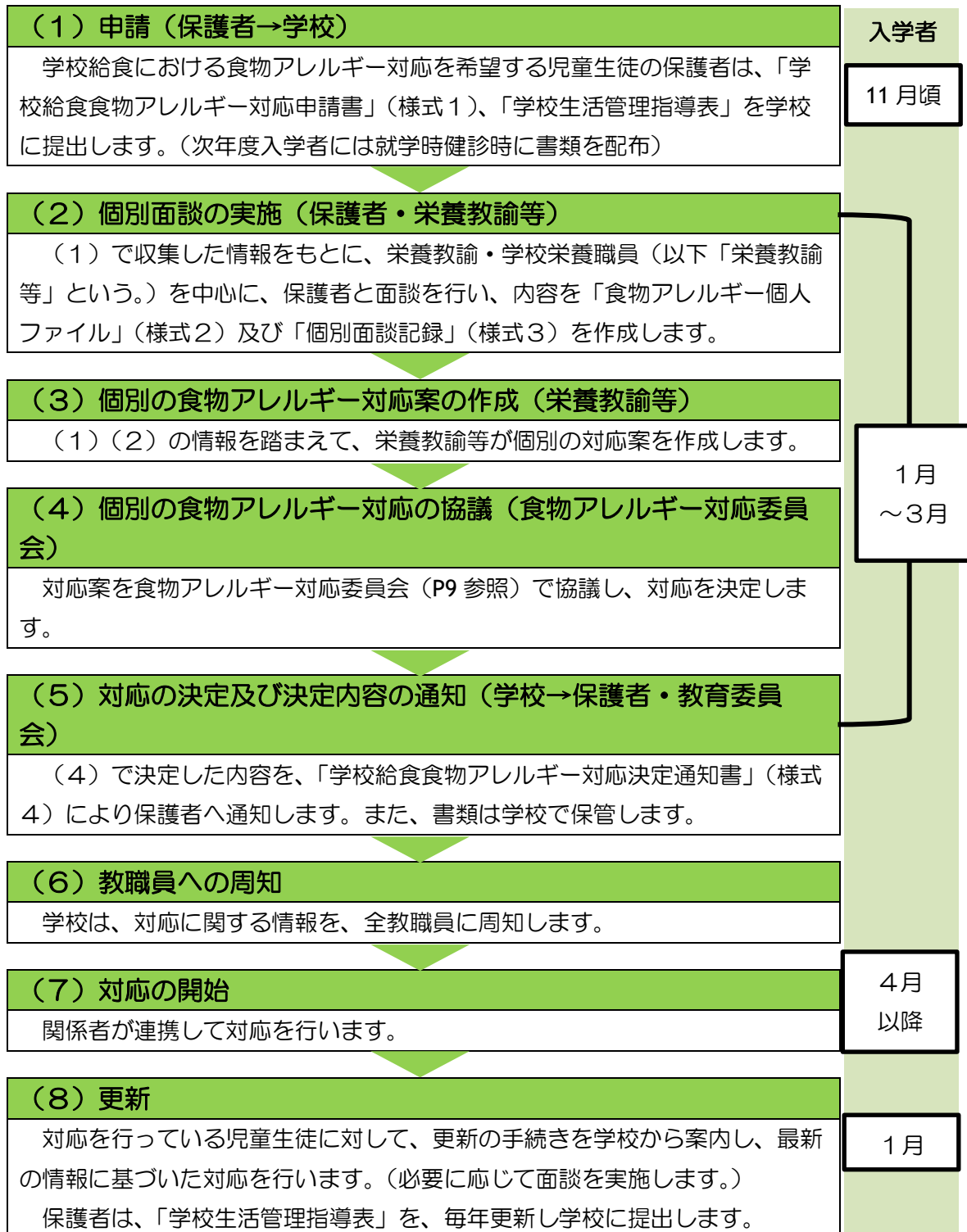
- （1）調味料・だし・添加物の除去が必要
- （2）加工食品の原材料の欄外表記（注意喚起表示）の表示がある場合についても除去指示がある
- （3）食器や調理器具の共用ができない
- （4）油の共用ができない
- （5）その他、学校給食で対応が困難と考えられる状況

3 対応する児童生徒

除去食対応を行う児童生徒は以下のすべてを満たすものとします。ただし、診断等に要する費用は保護者の負担となります。

- ☐ 当該原因食品が対応食品であり、食物アレルギー対応を希望していること
- ☐ 医師の診断による学校生活管理指導表を提出していること

4 申請から対応の開始までの流れ



※事前の相談は随時学校において対応します。

※町外からの転校や年度途中で対応が必要となった場合は、随時（1）から対応します。

※対応を変更する場合は、保護者からの「学校給食食物アレルギー対応申請書」（様式 1）の提出をもって対応します。

※対応を解除する場合は、保護者からの「学校給食食物アレルギー対応解除申請書」（様式 5）の提出をもって対応します。

第3章 献立作成・給食提供における対応

1 献立作成の原則

- ・ 1 回の給食で複数の料理に同じ対応食品を使用しないように努めます。
- ・ 1 回の給食で複数の対応食品を使用しないように努めます。

＜望ましくない献立例＞

×卵が複数の料理に使用されている

×卵、乳、えびが 1 回で提供されている

- ・ えびチャーハン（卵・えび）
- ・ 卵スープ（卵）
- ・ プリン（卵・乳）

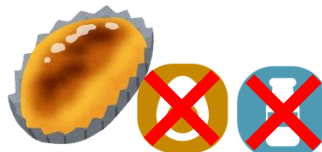


- ・ 対応食品を使用する料理は 1 週間に 1 回以内、1 か月に 3 回以内とします。（パン、牛乳を除く）
- ・ 加工食品は、原材料に対応食品が使用されていないものを選定するように努めます。

＜対応食品が含まれていない加工食品の選定の例＞

ミートボール→つなぎとして卵が使用されていないものを選定

スイートポテト→卵、乳が使用されていないものを選定



- ・ 対応食品及び小麦を使用しない、もしくは代替品を使用した「アレルギーフリー献立」を取り入れることで、献立の多様性を維持します。

＜「アレルギーフリー献立」の例＞

- ・ 乳の代わりに豆乳を使用したカレー
- ・ 豆乳と白いんげんペーストを使用したポタージュ など



2 献立表等の作成

- ・対応食品を使用していることが明確な料理名とします。(例：卵スープなど)
- ・献立表の作成にあたっては、複数の栄養教諭等で確認し、誤表示や記入漏れのないようにします。
- ・食物アレルギー対応に関してわかりやすい献立表を作成し、学校関係者、調理場関係者、保護者等を含む関係者全員で同一のものを共有します。
- ・献立表、加工食品の原材料一覧は町 HP に掲載し、いつでも確認できるようにします。

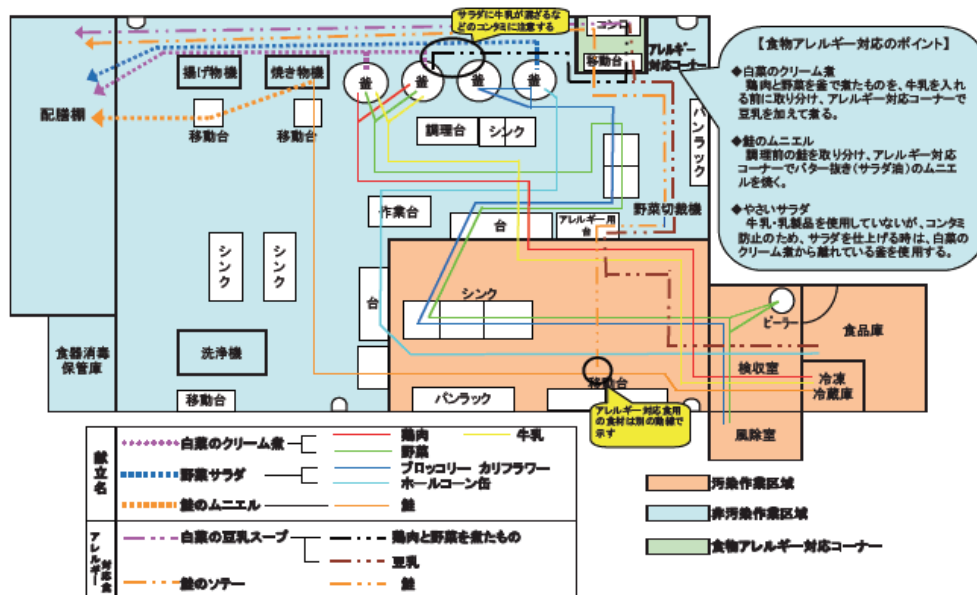
3 除去食対応前の確認

当日の朝、栄養教諭・学校栄養職員と調理にかかわる全員で除去食対応作業も明記した調理指示書、作業工程表、作業動線図を参照しながら、綿密な打合せを行います。なお、調理指示書、作業工程表、作業動線図は普通食用のものと除去食用のものとを別に作るのではなく1枚で両方の作業が確認できるようにします。

【確認項目】

- ☐ 対応が必要な児童生徒及びその出欠状況
- ☐ 除去する食品と献立
- ☐ 除去食担当者
- ☐ 調理の手順
- ☐ 使用する器具
- ☐ 取り分けるときは、そのタイミング

食物アレルギー対応作業動線図（例）【牛乳除去】



<ポイント>

- ・牛乳は除去する食品なので、アレルギー対応食に混ざらないよう、注意を促すため黄色の動線で示した。
- ・鶏肉、鮭は汚染度の高い食品なので赤色の動線で示した。
- ・野菜サラダは、汚染されたくない献立であること、コンタミに注意するよう青色の動線で示した。

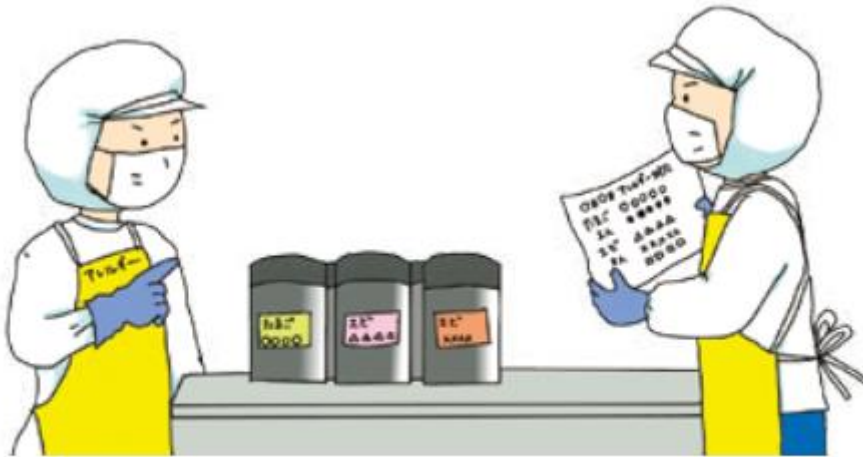
※文部科学省「学校給食調理従事者研修マニュアル」(平成 24 年 3 月)

4 除去食の調理・配食

- 除去食担当者は、調理指示書、作業工程表や作業動線図に基づいて作業し、他の調理員と違う色のエプロンを着用するなどして区別化して作業を行います。
- 対応中は除去食担当者により「指差し声出し確認」を徹底します。
- 対応食品を入れる前に途中で取り分ける場合は、栄養教諭等と除去食担当者が混入のないことを確認してから取り分けます。
- 普通食と同様、温度管理、保存食の採取、検食を行います。
- 配食前に調理指示書などをもとに誤調理がないか栄養教諭等と除去食担当者が確認します。
- 除去食には、学校名・学年組・名前を明記した料理別の耐熱容器（以下「個人容器」という。）を使用し、間違いなく配食されたことを栄養教諭等と除去食担当者が確認します。

5 除去食の受渡

- 個人容器は、除去食担当者もしくは栄養教諭等から、給食室で直接本人に受け渡します。
- 学級担任は、児童が間違いなく個人容器を受け渡されたか教室で確認します。



第4章 教室での対応

1 給食時間における対応

	対 応
給食準備	✓ 対応食が提供される日（対応日）は、食物アレルギーを有する児童生徒を給食当番にしない。 ✓ 該当児童生徒の配膳は最初に行い、誤配がないよう確認する。
給食時間	✓ 本人の分として配膳されたものを食べているか確認する。弁当・除去食はほかの食器に移さず、そのまま弁当もしくは個人容器で食べる。 ✓ 対応日は、食物アレルギーを有する児童生徒はおかわりできない。
給食終了後	✓ 食べ終わった個人容器はクラスのワゴンに置く。

※1 低学年や皮膚への付着で発症するような重度の食物アレルギーを有する児童生徒がいる場合は、誤って付着することのないように学級担任が配膳するなど、十分に注意するとともに、必要に応じて座席の変更を行うなど事故防止を徹底します。

※2 食物アレルギーを有する児童生徒の学級担任は、給食時間に教室を離れる場合は、十分な引継ぎを行い、事故防止に努めます。

※3 完全弁当対応の場合は配膳の必要はありません。

2 給食時間における指導

学級担任は、対応食品の接触や誤食がないよう十分配慮するとともに、児童生徒に対して食物アレルギーに関する基本的な理解を促し、食物アレルギーを有する者への偏見や差別のないように指導します。

第5章 組織的な対応

1 体制の構築

教育委員会の主な役割		
・学校給食における食物アレルギー対応の方針を示します。（本手引き） ・対応に必要な環境（人員、施設設備、調理器具、食器具類等）を整備します。		
家庭の主な役割		
・食物アレルギーの状況を把握し、学校と共有します。 ・普段の食事から食物アレルギー対応及び食物アレルギーに関する教育を行います。		
学校の主な役割		
・校長を責任者とし、以下の構成職員で組織する食物アレルギー対応委員会を設置し、学校給食における食物アレルギー対応について協議します。また、学校全体で取り組むため、情報共有や緊急時の対応に備え、校内研修を企画、実施します。		
食物アレルギー対応委員会		
構成職員	校長 （委員長）	・対応の最高責任者として、組織的な情報共有及び対応を徹底します。 ・食物アレルギー対応委員会を設置・招集します。
	教頭	・校長補佐、指示伝達、外部対応を行います。
	養護教諭	・児童生徒の実態を把握し、栄養教諭等の対応案の作成に協力します。
	栄養教諭等	・提出書類及び個別面談を踏まえ、対応案を作成します。 ・保護者へ配布する対応に係る資料（詳細な献立表等）を作成します。 ・食物アレルギー対応の内容に沿って、給食調理指示を行います。 ・教室での食物アレルギーに係る指導を支援します。
その他の教職員		
学級担任		・対応の内容を把握し、給食時や緊急時の対応を行います。 ・給食時間に食物アレルギーに関する指導を行います。
その他		・すべての教職員が、学校給食における食物アレルギー対応について把握し、学級担任同様に対応できるように努めます。
給食室等の主な役割		
・食物アレルギーのある児童生徒の実態を把握し、給食調理指示に従い、安全かつ確実に給食を提供します。		

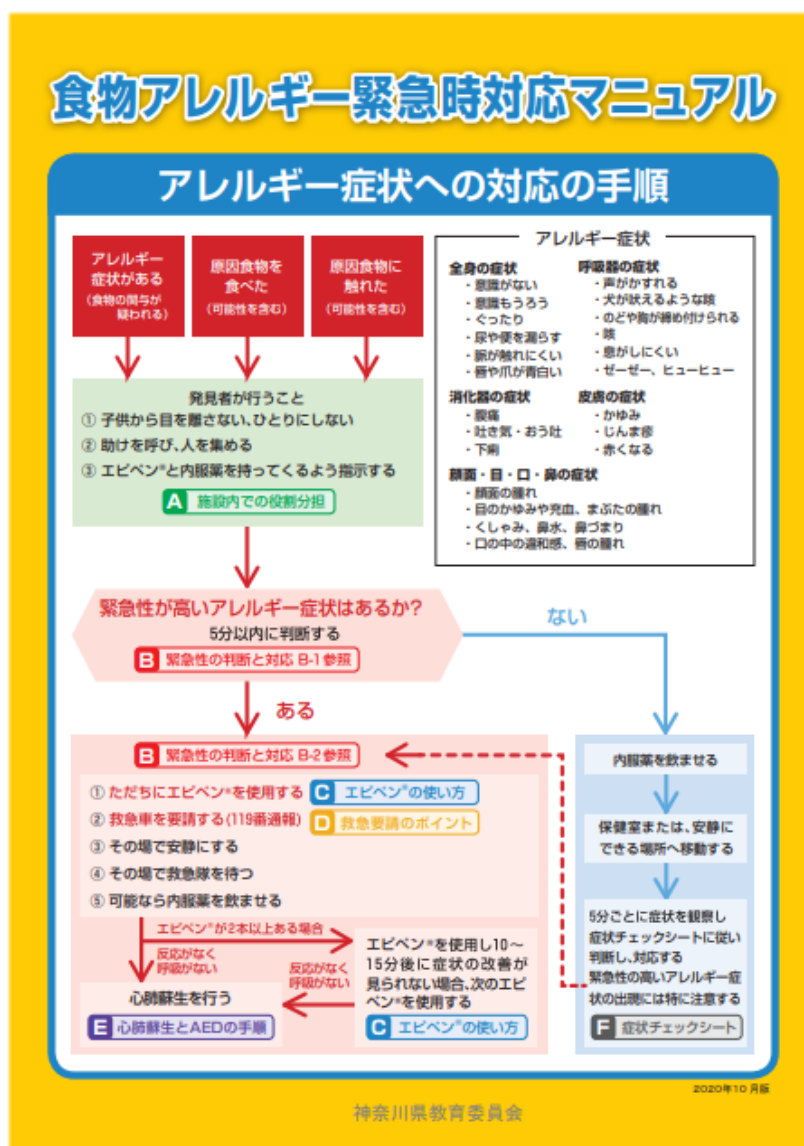
第6章 緊急時対応と再発防止

1 緊急時対応

児童生徒の誤食、症状出現時には、神奈川県教育委員会作成の「食物アレルギー緊急時対応マニュアル」に基づき対応します。

2 再発防止

対応後、校長は「食物アレルギー（事故・ヒヤリハット）について」（様式6）により状況と再発防止策について整理し、教育委員会へ報告します。教育委員会は、学校からの報告を全校に周知し、再発防止を徹底します。



神奈川県教育委員会

2020年10月版

神奈川県教育委員会作成「食物アレルギー緊急時対応マニュアル」（令和2年10月）

參考資料

公益財団法人学校保健会作成の「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン（令和元年度改定）」では以下のように説明されています。

1. 食物アレルギーとは

（１）定義

一般的には特定の食物を摂取することによって、皮膚・呼吸器・消化器あるいは全身性に生じるアレルギー反応のことをいいます。

（２）原因

原因食物は学童期では多岐にわたりますが、平成 23 年即時型食物アレルギー全国モニタリング調査（消費者庁「食物アレルギーに関連する食品表示に関する調査研究事業」）では学童～高校生までの新規発症では甲殻類、果物が多く、誤食による原因食物は鶏卵、牛乳、落花生、小麦、甲殻類の順に多くなっています。

（３）症状

皮膚症状が最も多く、次いで呼吸器症状、粘膜症状、消化器症状、中にはショック症状と多岐にわたります。

（４）アナフィラキシー

アレルギー反応により、じんましんなどの皮膚症状、腹痛や嘔吐などの消化器症状、ゼーゼー、呼吸困難などの呼吸器症状が、複数同時にかつ急激に出現した状態をアナフィラキシーと言います。その中でも、血圧が低下して意識の低下や脱力を来するような場合を、特にアナフィラキシーショックと呼び、直ちに対応しないと生命にかかわる重篤な状態であることを意味します。

また、アナフィラキシーには、アレルギー反応によらず運動や身体的な要因（低温/高温など）によって起こる場合があることも知られています。

（５）食物アレルギーの病型

① 即時型食物アレルギー

食物アレルギーの最も典型的な病型です。原因食物を食べて２時間以内に症状が出現し、その症状はじんましんのような軽い症状から、生命の危険も伴うアナフィラキシーショックに進行するものまでさまざまです。ほとんどは IgE 抗体が関係します。

② 口腔アレルギー症候群

口腔アレルギー症候群は IgE 抗体が関係する口腔粘膜のみのアレルギー症状を指しますが、花粉－食物アレルギー症候群のことがほとんどです。シラカバやハンノキやブタクサなどの花粉のアレルギーがある児童生徒等がそれらの花粉抗原と構造が似た物質を含む生の果物や野菜を食べたときに、食後５分以内に口腔内（口の中）の症状（のどのかゆみ、ヒリヒリする、イガイガする、腫れぼったいなど）が誘発されます（交差反応といいます）。多くは局所の症状だけで治療も不要ですが、全身的な症状の初期症状として口腔内の症状が出ている場合も紛れ込んでいることがあるため注意が必要です。焼きリンゴやジャムなど加熱された果物では反応しないことがほとんどです。

③ 食物依存性運動誘発アナフィラキシー

特定の食物を食べた後に運動することによってアナフィラキシーが誘発される病型です。IgE 抗体が関係します。原因食物としては小麦、甲殻類が多く、このような症状を経験する頻度は 2012 年と 2013 年の横浜市での調査では小学校で 21,000 人に 1 人、中学生で 6,000 人に 1 人程度とまれです。しかし、発症した場合には、じんましんからはじまり、呼吸困難やショック症状のような重篤な症状に至ることがあり、注意が必要です。原因食物の摂取と運動の組み合わせで発症するため、食べただけ、運動しただけでは症状は起きません。何度も同じ症状を繰り返しながら原因の食物の診断が難しい例も見られます。

2. 食物アレルギーの原因

(1) 特定原材料（8品目・表示義務あり）

特に発症数、重篤度から勘案して表示する必要性が高い。

卵	乳	えび	小麦	かに	ピーナッツ	そば	くるみ
							

原因食物は学童期では多岐にわたりますが、平成 23 年即時型食物アレルギー全国モニタリング調査（消費者庁「食物アレルギーに関連する食品表示に関する調査研究事業」）では学童～高校生までの新規発症では甲殻類、果物が多く、誤食による原因食物は鶏卵、牛乳、落花生、小麦、甲殻類の順に多くなっています。

(2) 特定原材料に準ずるもの（20品目・表示を奨励・任意表示）

症例数や重篤な症状を呈する者の数が継続して相当数みられるが、特定原材料に比べると少ない。特定原材料とするかどうかについて、今後、引き続き調査が必要なもの。

アーモンド、あわび、いか、いくら、オレンジ、カシューナッツ、キウイフルーツ、牛肉、ごま、さけ、さば、大豆、鶏肉、バナナ、豚肉、まつたけ、もも、やまいも、りんご、ゼラチン



参考：食品表示基準（令和 5 年 6 月 29 日消食表第 343 号）

様式集

- 様式1：学校給食食物アレルギー対応申請書
- 学校生活管理指導表（（公財）日本学校保健会）
- 様式2：食物アレルギー個人ファイル
- 様式3：個別面談記録
- 様式4：学校給食食物アレルギー対応決定通知書
- 様式5：学校給食食物アレルギー対応解除申請書
- 様式6：食物アレルギー（事故・ヒヤリハット）について（報告）
- 食物アレルギー緊急時対応マニュアル（神奈川県教育委員会）

葉山町立 学校長 殿

学校給食食物アレルギー対応申請書

< ☐新規 ☐更新（面談の希望 ☐有 ☐無） ☐変更 >

学校名	小学校		
学年・組	年	組	
児童氏名			
以下、該当の□にシ点をつけてください。			
食物アレルギー の原因食物	☐ 卵	☐ 乳	☐ えび
対応内容	☐ 一部弁当対応 ☐ 完全弁当対応 ☐ 食物アレルギー対応食（除去食）の提供		
学校給食における食物アレルギー対応の実施にあたり、裏面確認事項及び下記のことを理解して同意します。（すべての項目に同意できない場合、対応はできません。） ☐ 学校給食における食物アレルギー対応の内容は審査の結果により決定されること。 （審査の結果対応できない場合もあります。） ☐ 定期的及び必要に応じて、対応内容について学校側と協議する必要があること。 ☐ 栄養面・献立面で不足が生じる可能性があること。 ☐ この申請及び給食対応の内容は、学校の全職員に情報が共有されること。（学校給食における食物アレルギー対応及び学校生活上の対応以外で使用することはありません。） ☐ 対応日において、給食当番及びおかわりはできません。			

上記のとおり、食物アレルギー対応の申請をします。

年 月 日

保護者氏名

添付資料

●学校生活管理指導表

【確認欄】学校受付日 年 月 日

学校			
校 長	教 頭	栄養教諭等	養護教諭

<確認事項>

1 対応の種類
レベル1（詳細な献立表対応） 給食の原材料を詳細に記した献立表を事前に配布し、配布した献立表をもとに保護者の指示又は児童生徒自身の判断で、給食から原因食品を除いて食べる対応。 詳細な献立表の作成と配布は学校給食対応の基本であり、いずれの対応でも、あわせて提供する。
レベル2（弁当対応） ①一部弁当対応 詳細な献立表対応により保護者や児童生徒自身の判断で、給食から原因食品を除く対応及び除去食対応において、当該献立が給食の中心的献立の場合、その献立に対してのみ部分的に弁当を持参する対応。 ②完全弁当対応 食物アレルギー対応が困難なため、すべて弁当持参する対応。
レベル3（除去食対応） 調理過程で原因食品を除いた給食を提供する対応。調理を伴わない場合で、原因食物を除いて提供する場合も含む。（例：飲用牛乳や単品の果物を提供しないなど）
2 対応食品
対応を行う食品は、特定原材料の8品目のうち卵、乳、えびの3品目とし、かに、ピーナッツ、そば、くるみは給食に使用しません。また、飛散による目に見えない混入リスクのある小麦の対応については、給食施設の状態を見据えた今後の課題とします。 また、以下のように、極微量で反応が誘発される可能性がある等の場合は安全な給食提供は困難であり、対応できません。 （1）調味料・だし・添加物の除去が必要 （2）加工食品の原材料の欄外表記（注意喚起表示）の表示がある場合についても除去指示がある （3）食器や調理器具の共用ができない （4）油の共用ができない （5）その他、学校給食で対応が困難と考えられる状況
3 対応する児童生徒
食物アレルギー対応を行う児童生徒は以下のすべてを満たすものとします。 ●当該原因食品が対応食品であり、食物アレルギー対応を希望していること ●医師の診断による学校生活管理指導表を提出していること 文書料がかかる場合には、保護者負担になります。

食物アレルギー個人ファイル

ふりがな 児童生徒名	入学年度	年度
---------------	------	----

年	1年	2年	3年	4年	5年	6年
組	組	組	組	組	組	組
面談日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日

住所			
生年月日	年	月	日
緊急連絡先	氏名（ふりがな）	続柄	電話番号
	① ()		
	② ()		
	③ ()		
	④ ()		
かかりつけ 医療機関名	医療機関名		電話番号
	主治医名		ID（カルテ）番号

★栄養教諭等が作成します。

★この個人ファイルは、原本を校長が管理し、写しを栄養教諭等及び養護教諭に渡します。（対応に係る部分のみ、担任にも写しを渡します。）

★変更がある場合には、二重線を入れて赤字で記入してください。

葉山町立〇〇学校

個別面談記録（児童生徒名：_____ 面談日：____年____月

日）

	食品名	アナフィラキシーショックの有無	摂取した際の状況・症状・判断者 (①医師②保護者③その他)
対応食品	☐ 卵	有・無	
	☐ 乳	有・無	
	☐ えび	有・無	
家庭での対応状況	☐ 行っていない		
	☐ 行っている 除去中の食物 ()		
運動で症状を 発症したこと の有無	☐ ない		
	☐ ある → ☐ 食事との関連あり ☐ 食事との関連なし		
その他			

以下の事項は、学校生活管理指導表の記載に基づき確認します。

①学校生活において配慮すべき必要事項

②薬（エピペン等）の持参の有無など、緊急時に備えた処方薬に係る情報

葉山町立〇〇学校

年 月 日

学校給食食物アレルギー対応決定通知書

(保護者氏名)

葉山町立〇〇〇学校
校長 〇〇 〇〇

次のとおり、食物アレルギー対応を決定しましたので通知いたします。

児童生徒 氏 名		学年・組	年 組
対応可否	☐ 対応可 ☐ 対応不可	対応食品	☐ 卵 ☐ 乳 ☐ えび
対応内容	☐ 詳細な献立表対応 ☐ 弁当対応(一部・完全) ☐ 除去食対応		
緊急時 の対応 (エピペン他 薬剤など)	<管理方法>		
	<保管場所>		
	<使用するタイミング>		
	<使用方法>		
	<その他>		
特記事項			

※毎年更新が必要です。その際に学校生活管理指導表の提出及び必要に応じて面談を行うことがあります。

※対応を変更する場合は、学校給食食物アレルギー対応申請書(様式1)を学校に提出してください。

※対応を解除する場合は、学校給食食物アレルギー対応解除申請書(様式5)を学校に提出してください。

※その他記載内容に疑義がある場合は学校まで速やかにご連絡ください。

学校給食食物アレルギー対応解除申請書

学校名	学校		
学年・組	年	組	
児童氏名			
食物アレルギー の対応食品	☐ 卵	☐ 乳	☐ えび
医師の指示内容			
診断を受けた 医療機関	医療機関名： _____ 受診科： _____ 所在地： _____ 医師名： _____ 電話番号： _____		

上記のとおり、食物アレルギー対応の必要がなくなったため解除申請をします。

年 月 日

保護者氏名 _____

【確認欄】学校受付日 年 月 日

学校			
校 長	教 頭	栄養教諭等	養護教諭

		年 月 日	
葉山町教育委員会 御中		葉山町立 _____ 学校	
		校長 _____	
食物アレルギー（事故・ヒヤリハット）について（報告）			
標記の件について、次のとおり報告します。			
児童生徒	年 組	氏名（ ）	
発生日時	年 月 日（ ）	午前・午後 時	
発生場所	教室（ 年 組）・その他（ ）		
対応食品		エビペン®の 処方の有無	
発生状況 ・ 対応 （時間の経過 等の詳細も 記載する）	発生状況		対応
発生原因			
再発防止			

表 学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）

名前 _____（男・女） _____年__月__日生 _____年__組

提出日 _____年__月__日

※この生活管理指導表は、学校の生活において特別な配慮や管理が必要となった場合に医師が作成するものです。

		病型・治療	学校生活上の留意点	【緊急時連絡先】	★保護者
アナフィラキシー （あり・なし） ／ 食物アレルギー （あり・なし）	Ⅰ 食物アレルギー病型（食物アレルギーありの場合のみ記載） 1. 即時型 2. 口腔アレルギー症候群 3. 食物依存性運動誘発アナフィラキシー Ⅱ アナフィラキシー病型（アナフィラキシーの既往ありの場合のみ記載） 1. 食物（原因） 2. 食物依存性運動誘発アナフィラキシー 3. 運動誘発アナフィラキシー 4. 昆虫（ ） 5. 医薬品（ ） 6. その他（ ） Ⅲ 原因食物・除去根拠 該当する食品の番号に○をし、かつ《 》内に除去根拠を記載 1. 鶏卵 《 》 2. 牛乳・乳製品 《 》 3. 小麦 《 》 4. ソバ 《 》 5. ピーナッツ 《 》 6. 甲殻類 《 》（すべて・エビ・カニ） 7. 木の実類 《 》（すべて・クルミ・カシュー・アーモンド） 8. 果物類 《 》（ ） 9. 魚類 《 》（ ） 10. 肉類 《 》（ ） 11. その他1 《 》（ ） 12. その他2 《 》（ ） Ⅳ 緊急時に備えた処方薬 1. 内服薬（抗ヒスタミン薬、ステロイド薬） 2. アドレナリン自己注射薬（「エピペン®」） 3. その他（ ）	Ⅰ 給食 1. 管理不要 2. 管理必要 Ⅱ 食物・食材を扱う授業・活動 1. 管理不要 2. 管理必要 Ⅲ 運動（体育・部活動等） 1. 管理不要 2. 管理必要 Ⅳ 宿泊を伴う校外活動 1. 管理不要 2. 管理必要 Ⅴ 原因食物を除去する場合により厳しい除去が必要なもの ※本欄に○がついた場合、該当する食品を使用した料理については、給食対応が困難となる場合があります。 鶏卵：卵殻カルシウム 牛乳：乳糖・乳清焼成カルシウム 小麦：醤油・酢・味噌 大豆：大豆油・醤油・味噌 ゴマ：ゴマ油 魚類：かつおだし・いりこだし・魚醤 肉類：エキス Ⅵ その他の配慮・管理事項(自由記述)	★保護者 電話： _____ ★連絡医療機関 医療機関名： _____ 電話： _____ 記載日 _____年__月__日 医師名 _____ ⑩ 医療機関名 _____		
	Ⅰ 症状のコントロール状態 1. 良好 2. 比較的良好 3. 不良 Ⅱ-1 長期管理薬（吸入） 薬剤名 投与量／日 1. ステロイド吸入薬 （ ）（ ） 2. ステロイド吸入薬／長時間作用性吸入ベータ刺激薬配合剤 （ ）（ ） 3. その他 （ ）（ ） Ⅱ-2 長期管理薬（内服） 薬剤名 1. ロイコトリエン受容体拮抗薬 （ ） 2. その他 （ ） Ⅱ-3 長期管理薬（注射） 薬剤名 1. 生物学的製剤 （ ） Ⅲ 発作時の対応 薬剤名 投与量／日 1. ベータ刺激薬吸入 （ ）（ ） 2. ベータ刺激薬内服 （ ）（ ）	Ⅰ 運動（体育・部活動等） 1. 管理不要 2. 管理必要 Ⅱ 動物との接触やホコリ等の舞う環境での活動 1. 管理不要 2. 管理必要 Ⅲ 宿泊を伴う校外活動 1. 管理不要 2. 管理必要 Ⅳ その他の配慮・管理事項(自由記述)	★保護者 電話： _____ ★連絡医療機関 医療機関名： _____ 電話： _____ 記載日 _____年__月__日 医師名 _____ ⑩ 医療機関名 _____		

裏 学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）

名前 _____（男・女） _____年 ____月 ____日生 _____年 ____組

提出日 _____年 ____月 ____日

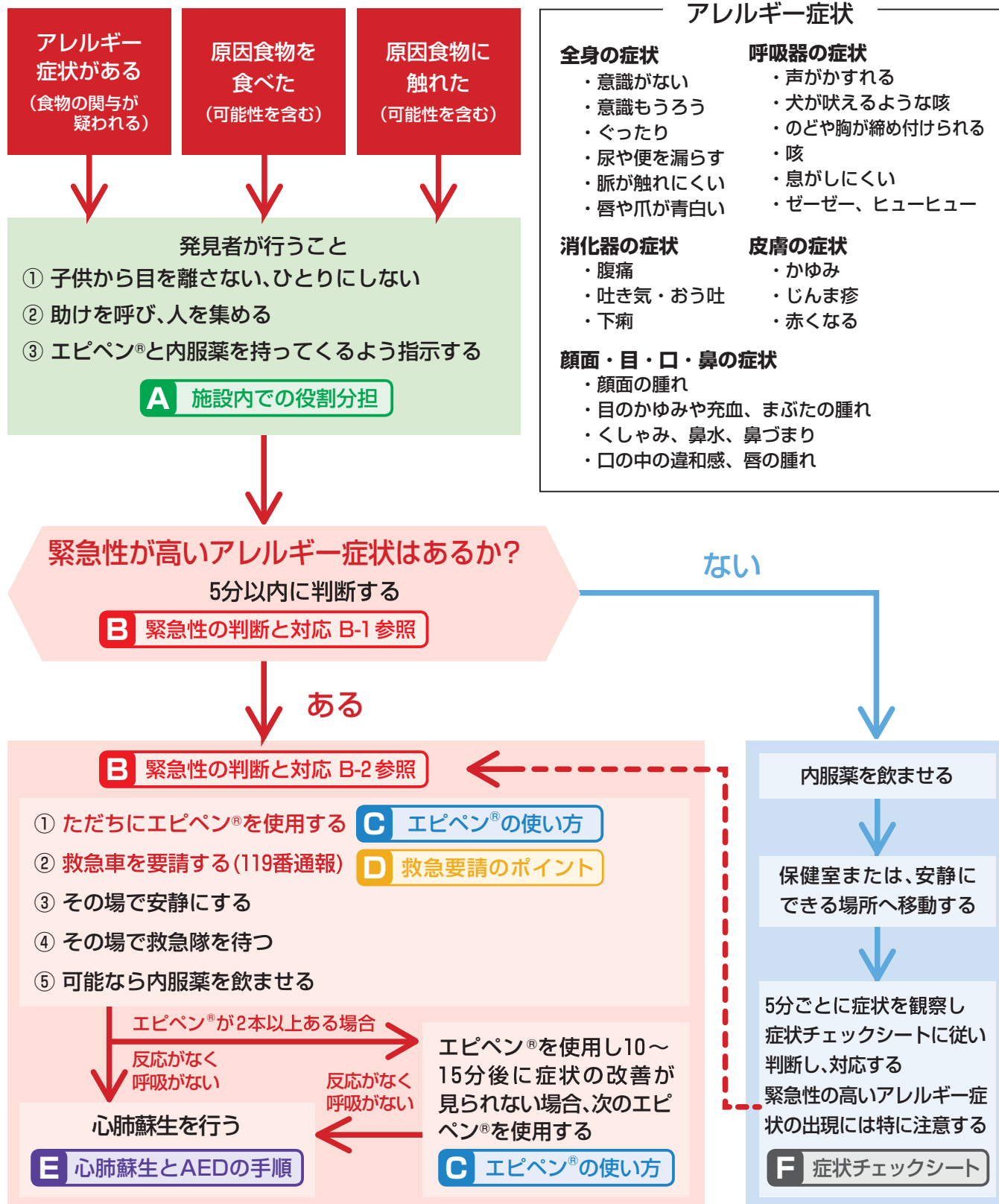
アトピー性皮膚炎 (あり・なし)	病型・治療		学校生活上の留意点		記載日	
	Ⅰ 重症度のめやす（厚生労働科学研究班） 1. 軽症：面積に関わらず、軽度の皮疹のみ見られる。 2. 中等症：強い炎症を伴う皮疹が体表面積の10%未満に見られる。 3. 重症：強い炎症を伴う皮疹が体表面積の10%以上、30%未満に見られる。 4. 最重症：強い炎症を伴う皮疹が体表面積の30%以上に見られる。 ＊軽度の皮疹：軽度の紅斑、乾燥、落屑主体の病変 ＊強い炎症を伴う皮疹：紅斑、丘疹、びらん、浸潤、苔癬化などを伴う病変		Ⅱ プール指導及び長時間の紫外線下での活動 1. 管理不要 2. 管理必要		年 月 日	
	Ⅲ-1 常用する外用薬 1. ステロイド軟膏 2. タクロリムス軟膏（「プロトピック®」） 3. 保湿剤 4. その他（ ）		Ⅲ-2 常用する内服薬 1. 抗ヒスタミン薬 2. その他 []	Ⅲ-3 常用する注射薬 1. 生物学的製剤	Ⅳ 動物との接触 1. 管理不要 2. 管理必要	医師名 ⑤
			Ⅴ 発汗後 1. 管理不要 2. 管理必要		医療機関名	
アレルギー性結膜炎 (あり・なし)	病型・治療		学校生活上の留意点		記載日	
	Ⅰ 病型 1. 通年性アレルギー性結膜炎 2. 季節性アレルギー性結膜炎（花粉症） 3. 春季カタル 4. アトピー性角結膜炎 5. その他（ ）		Ⅱ プール指導 1. 管理不要 2. 管理必要		年 月 日	
	Ⅲ 治療 1. 抗アレルギー点眼薬 2. ステロイド点眼薬 3. 免疫抑制点眼薬 4. その他（ ）		Ⅳ 屋外活動 1. 管理不要 2. 管理必要		医師名 ⑤	
			Ⅴ その他の配慮・管理事項（自由記載）		医療機関名	
アレルギー性鼻炎 (あり・なし)	病型・治療		学校生活上の留意点		記載日	
	Ⅰ 病型 1. 通年性アレルギー性鼻炎 2. 季節性アレルギー性鼻炎（花粉症） 主な症状の時期： 春 、 夏 、 秋 、 冬		Ⅱ 屋外活動 1. 管理不要 2. 管理必要		年 月 日	
	Ⅲ 治療 1. 抗ヒスタミン薬・抗アレルギー薬（内服） 2. 鼻噴霧用ステロイド薬 3. 舌下免疫療法（ダニ・スギ） 4. その他（ ）		Ⅳ その他の配慮・管理事項（自由記載）		医師名 ⑤	
					医療機関名	

学校における日常の取組及び緊急時の対応に活用するため、本票に記載された内容を学校の全教職員及び関係機関等で共有することに同意します。

保護者氏名 _____

食物アレルギー緊急時対応マニュアル

アレルギー症状への対応の手順



A

施設内での役割分担

◆各々の役割分担を確認し事前にシミュレーションを行う

管理・監督者（園長・校長など）

- ☐ 現場に到着次第、リーダーとなる
- ☐ それぞれの役割の確認および指示
- ☐ エピペン[®]の使用または介助
- ☐ 心肺蘇生やAEDの使用

発見者「観察」

- ☐ 子供から離れず観察
- ☐ 助けを呼び、人を集める（大声または、他の子供に呼びに行かせる）
- ☐ 教員・職員 A、B に「準備」「連絡」を依頼
- ☐ 管理者が到着するまでリーダー代行となる
- ☐ エピペン[®]の使用または介助
- ☐ 薬の内服介助
- ☐ 心肺蘇生やAEDの使用

教員・職員 A「準備」

- ☐ 「食物アレルギー緊急時対応マニュアル」を持ってくる
- ☐ エピペン[®]の準備
- ☐ AEDの準備
- ☐ 内服薬の準備
- ☐ エピペン[®]の使用または介助
- ☐ 心肺蘇生やAEDの使用

教員・職員 B「連絡」

- ☐ 救急車を要請する（119番通報）
- ☐ 管理者を呼び
- ☐ 保護者への連絡
- ☐ さらに人を集める（校内放送）

教員・職員 C「記録」

- ☐ 観察を開始した時刻を記録
- ☐ エピペン[®]を使用した時刻を記録
- ☐ 内服薬を飲んだ時刻を記録
- ☐ 5分ごとに症状を記録

教員・職員 D～F「その他」

- ☐ 他の子供への対応
- ☐ 救急車の誘導
- ☐ エピペン[®]の使用または介助
- ☐ 心肺蘇生やAEDの使用

◆アレルギー症状があったら5分以内に判断する！

◆迷ったらエピペン[®]を打つ！ ただちに119番通報をする！

B-1 緊急性が高いアレルギー症状

【全身の症状】

- ☐ ぐったり
- ☐ 意識もうろう
- ☐ 尿や便を漏らす
- ☐ 脈が触れにくいまたは不規則
- ☐ 唇や爪が青白い

【呼吸器の症状】

- ☐ のどや胸が締め付けられる
- ☐ 声がかすれる
- ☐ 犬が吠えるような咳
- ☐ 息がしにくい
- ☐ 持続する強い咳き込み
- ☐ ゼーゼーする呼吸
(ぜん息発作と区別できない場合を含む)

【消化器の症状】

- ☐ 持続する強い（がまんできない）
お腹の痛み
- ☐ 繰り返し吐き続ける

1つでもあてはまる場合

ない場合

B-2 緊急性が高いアレルギー症状への対応

① ただちにエピペン[®]を使用する！

➡ **C** エピペン[®]の使い方

② 救急車を要請する(119番通報)

➡ **D** 救急要請のポイント

③ その場で安静にする(下記の体位を参照)

立たせたり、歩かせたりしない！

④ その場で救急隊を待つ

⑤ 可能なら内服薬を飲ませる

◆ エピペン[®]を使用し10～15分後に症状の改善が見られない場合は、次のエピペン[®]を使用する(2本以上ある場合)

◆ 反応がなく、呼吸がなければ心肺蘇生を行う ➡ **E** 心肺蘇生とAEDの手順

内服薬を飲ませる

保健室または、安静に
できる場所へ移動する

5分ごとに症状を観察し症状チェックシートに従い判断し、対応する
緊急性の高いアレルギー症状の
出現には特に注意する

F 症状チェックシート

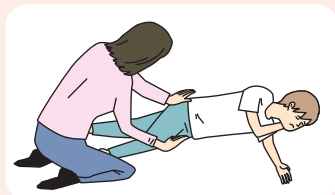
安静を保つ体位

ぐったり、意識もうろうの場合



血圧が低下している可能性があるため仰向けで足を15～30cm高くする

吐き気、おう吐がある場合



おう吐物による窒息を防ぐため、
体と顔を横に向ける

呼吸が苦しく仰向けになれない場合



呼吸を楽にするため、上半身を
起こし後ろに寄りかからせる

◆それぞれの動作を声に出し、確認しながら行う

① ケースから取り出す



ケースのカバーキャップを開け
エピペン[®]を取り出す

② しっかり握る



オレンジ色のニードルカバーを
下に向け、利き手で持つ

“ダー” で握る!

③ 安全キャップを外す



青い安全キャップを外す

④ 太ももに注射する



太ももの外側に、エピペン[®]の先端
(オレンジ色の部分)を軽くあて、
“カチッ”と音がするまで強く押し
あてそのまま5つ数える

**注射した後すぐに抜かない!
押しつけたまま5つ数える!**

⑤ 確認する



使用前 使用後

エピペン[®]を太ももから離しオレンジ色のニードルカバーが伸びているか確認する

伸びていない場合は「④に戻る」

⑥ マッサージする



打った部位を10秒間、
マッサージする

介助者がいる場合



介助者は、子供の太ももの付け根と膝を
しっかり抑え、動かないように固定する

注射する部位

- ・衣類の上から、打つことができる
- ・太ももの付け根と膝の中央部で、かつ真ん中 (A) よりやや外側に注射する

仰向けの場合



座位の場合



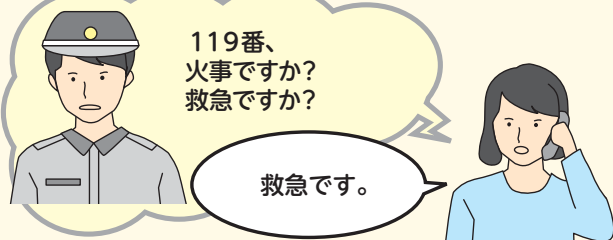


救急要請（119番通報）のポイント

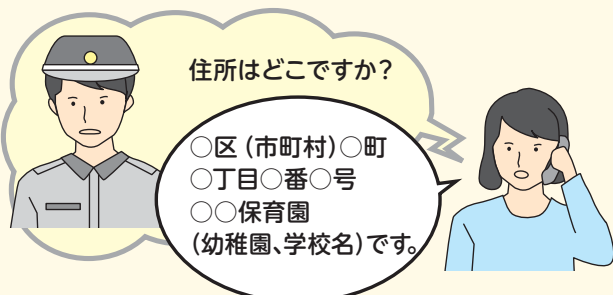
◆あわてず、ゆっくり、正確に情報を伝える



①救急であることを伝える

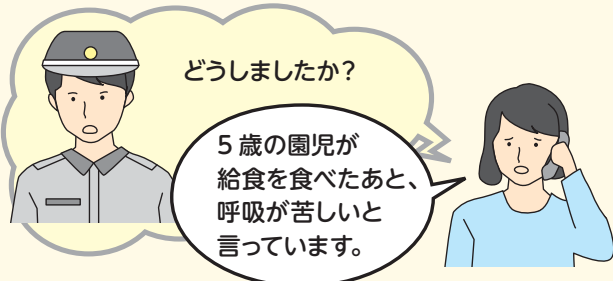


②救急車に来てほしい住所を伝える



住所、施設名をあらかじめ記載しておく

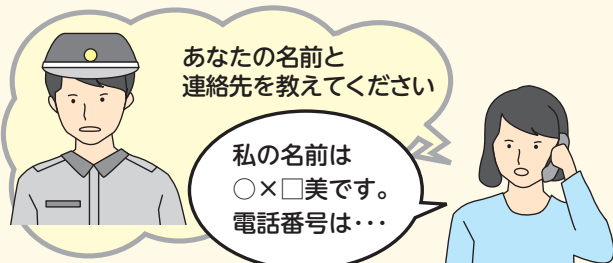
③「いつ、だれが、どうして、現在どのような状態なのか」をわかる範囲で伝える



エピペン[®]の処方やエピペン[®]の使用の有無を伝える

④通報している人の氏名と連絡先を伝える

119番通報後も連絡可能な電話番号を伝える



※向かっている救急隊から、その後の状態確認等のため電話がかかってくることがある

- ・通報時に伝えた連絡先の電話は、常につながるようにしておく
- ・その際、救急隊が到着するまでの応急手当の方法などを必要に応じて聞く

◆強く、速く、絶え間ない胸骨圧迫を！

◆救急隊に引き継ぐまで、または子供に普段通りの呼吸や目的のある仕草が認められるまで心肺蘇生を続ける

①反応の確認

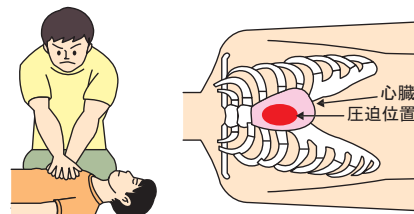
肩を叩いて大声で呼びかける
乳幼児では足の裏を叩いて呼びかける

反応がない

②通報

119番通報とAEDの手配を頼む

【胸骨圧迫のポイント】



- ◎強く（胸の厚さの約1/3）
- ◎速く（100～120回/分）
- ◎絶え間なく（中断を最小限にする）
- ◎圧迫する位置は「胸の真ん中」

③呼吸の確認

10秒以内に胸とお腹の動きを見る

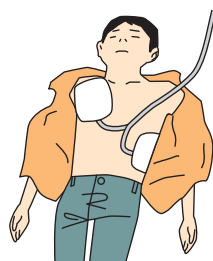


【人工呼吸のポイント】

- 息を吹きこむ際
- ◎約1秒かけて
- ◎胸の上がりが見える程度

普段通りの呼吸をしていない

※普段通りの呼吸をしているようなら、観察を続けながら救急隊の到着を待つ



【AED 装着のポイント】

- ◎電極パッドを貼り付ける時も、できるだけ胸骨圧迫を継続する
- ◎電極パッドを貼る位置が汗などで濡れていたらタオル等でふき取る
- ◎6歳くらいまでは小児用電極パッドを貼る。なければ成人用電極パッドで代用する

④必ず胸骨圧迫！ 可能なら人工呼吸！

30:2

ただちに胸骨圧迫を開始する
人工呼吸の準備ができ次第、可能なら人工呼吸を行う



【心電図解析のポイント】

- ◎心電図解析中は、子供に触れないように周囲に声をかける

離れて下さい。



【ショックのポイント】

- ◎誰も子供に触れていないことを確認したら、点滅しているショックボタンを押す

⑤AEDのメッセージに従う

電源ボタンを押す
パッドを貼り、AEDの自動解析に従う

◆症状は急激に変化することがあるため、5分ごとに、注意深く症状を観察する

◆ の症状が1つでもあてはまる場合、エピペン®を使用する

(内服薬を飲んだ後にエピペン®を使用しても問題ない)

観察を開始した時刻(時 分) 内服した時刻(時 分) エピペン®を使用した時刻(時 分)

全身の
症状

- ☐ ぐったり
- ☐ 意識もうろう
- ☐ 尿や便を漏らす
- ☐ 脈が触れにくいまたは不規則
- ☐ 唇や爪が青白い

呼吸器
の症状

- ☐ のどや胸が締め付けられる
- ☐ 声がかすれる
- ☐ 犬が吠えるような咳
- ☐ 息がしにくい
- ☐ 持続する強い咳き込み
- ☐ ゼーゼーする呼吸

- ☐ 数回の軽い咳

消化器
の症状

- ☐ 持続する強い(がまんできない)
お腹の痛み
- ☐ 繰り返し吐き続ける

- ☐ 中等度のお腹の痛み
- ☐ 1～2回のおう吐
- ☐ 1～2回の下痢

- ☐ 軽いお腹の痛み (がまんできる)
- ☐ 吐き気

目・口・
鼻・顔面
の症状

- ☐ 顔全体の腫れ
- ☐ まぶたの腫れ

- ☐ 目のかゆみ、充血
- ☐ 口の中の違和感、唇の腫れ
- ☐ くしゃみ、鼻水、鼻づまり

皮膚の
症状

- ☐ 強いかゆみ
- ☐ 全身に広がるじんま疹
- ☐ 全身が真っ赤

- ☐ 軽度のかゆみ
- ☐ 数個のじんま疹
- ☐ 部分的な赤み

上記の症状が
1つでもあてはまる場合

1つでもあてはまる場合

1つでもあてはまる場合

- ①ただちにエピペン®を使用する
- ②救急車を要請する(119番通報)
- ③その場で安静を保つ
(立たせたり、歩かせたりしない)
- ④その場で救急隊を待つ
- ⑤可能なら内服薬を飲ませる

B 緊急性の判断と対応 B-2参照

ただちに救急車で
医療機関へ搬送

- ①内服薬を飲ませ、エピペン®
を準備する
- ②速やかに医療機関を受診する
(救急車の要請も考慮)
- ③医療機関に到着するまで、
5分ごとに症状の変化を観
察し、 の症状が1つでも
あてはまる場合、エピペン®
を使用する

速やかに
医療機関を受診

- ①内服薬を飲ませる
- ②少なくとも1時間は5分ごと
に症状の変化を観察し、症状
の改善がみられない場合は医
療機関を受診する

安静にし、
注意深く経過観察

緊急時に備えるために

本マニュアルの利用にあたっては、下記の点にご留意ください。

- ☆ 保育所・幼稚園・学校では、食物アレルギー対応委員会を設置してください。
 - ☆ 教員・職員の研修計画を策定してください。神奈川県等が実施する研修を受講し、各種ガイドライン※を参考として校内・施設内での研修を実施してください。
 - ☆ 緊急対応が必要になる可能性がある人を把握し、生活管理指導表や取組方針を確認するとともに、保護者や主治医からの情報等を職員全員で共有してください。
 - ☆ 緊急時に適切に対応できるように、本マニュアルを活用して教員・職員の役割分担や運用方法を決めておいてください。
 - ☆ 緊急時にエピペン[®]、内服薬が確実に使用できるように、管理方法を決めてください。
 - ☆ 「症状チェックシート」は複数枚用意して、症状を観察する時の記録用紙として使用してください。
 - ☆ エピペン[®]や内服薬を処方されていない（持参していない）人への対応が必要な場合も、基本的には「アレルギー症状への対応の手順」に従って判断してください。その場合、「エピペン[®]使用」や「内服薬を飲ませる」の項は飛ばして、次の項に進んで判断してください。
- ※ 各種ガイドライン
- ・「子供を預かる施設における食物アレルギー日常生活・緊急時対応ガイドブック」（平成 30 年 東京都福祉保健局発行）
 - ・「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」（平成 23 年 厚生労働省発行）
 - ・「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」（平成 20 年 財団法人日本学校保健会発行）



この冊子は東京都健康安全研究センターの許諾を得て作成しました（一部修正）。

【承認番号 2 健研健第 7 9 8 号】